

令和2年第1回広尾町議会定例会 第4号

令和2年3月12日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 行政報告
- 4 議案第31号 財産の無償貸付について
- 5 議案第32号 財産の無償譲渡について
- 6 議案第33号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について
- 7 議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算について
- 8 議案第22号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 9 議案第23号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について
- 10 議案第24号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計予算について
- 11 議案第25号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 12 議案第26号 令和2年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 13 議案第27号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 14 議案第28号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 15 議案第29号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 16 議案第30号 令和2年度広尾町水道事業会計予算について
- 17 発議第1号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書の提出について
- 18 発議第2号 国民健康保険の交付金減額に反対する意見書の提出について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 渡 辺 富久馬 |
| 9番 小 田 英 勝 | 10番 小 田 雅 二 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 浜 頭 勝 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	村	瀬	優
副	町	長	田	中	章
会	計	理	山	崎	彦
兼	出	室	山	崎	彦
総	務	課	白	石	基
総	務	課	柏	崎	子
併	総	課	西	内	努
併	総	課	山	岸	一
企	画	課	雄	谷	裕
企	画	課	及	川	之
住	民	課	齊	藤	雄
住	民	課	佐	藤	美
住	民	課	楠	本	美
兼	住	課	村	上	子
保	健	福	宝	泉	大
兼	老人福祉センター	所	宝	泉	大
兼	地域包括支援センター	長	宝	泉	大
健康	管理	センター	村	上	子
保健	福祉	課	浜	頭	力
保健	福祉	課	山	崎	和
認定	こども園	ひろお	道		子
認定	こども園	ひろお	成	田	み
兼	豊似	保育	成	田	み
特別	養護	老人ホーム	金	石	義
特別	養護	老人ホーム	佐	藤	美
兼	養護	老人ホーム	金	石	義
兼	養護	老人ホーム	佐	藤	美
農	林	課	平		則
農	林	課	寺	井	真
兼	町	営	平		則
水	産	商	室	谷	宏
建	設	水	前	田	一
建	設	水	北	藤	通
兼	下水	終末処理センター	前	田	一
港	湾	課	森	谷	亨
港	湾	課	安	岡	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
図 書 館 長	小 奥 村 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	道 淳 一

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道 淳 一
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

3月10日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略いたします。

また、町長から議案3件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 行政報告をさせていただきます。

1点目の第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」の見直しについてであります。

本計画の実施計画につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、3年ごとに見直しを行うほか、必要に応じて事業の追加や修正など軽微な見直しを行っており、今回は新規事業1件の追加を行うものであります。

お手元の行政報告資料、「第3期実施計画」の見直しをご覧くださいと思います。

今回の追加事業は、ゆうゆう舎新築移転事業補助金であります。

町内のNPO法人の一まひろおがシーサイドパークで運営しております多機能型事業所「ゆうゆう舎」の市街地移転に対しまして、町が一部補助を行う内容であります。

事業費につきましては、1,471万8,000円を計上しております。

主な財源は補正予算債（社会福祉施設整備事業債）を予定しておりまして、移転事業に際し、の一まひろおが申請していた国庫補助金が3月5日に採択となりましたので、関係する議案と関係予算について本会議に追加提出しているところであります。

今回の見直しにより、令和元年度以降の2年分の年度別事業費の総額が1,471万8,000円の増と

なり、見直し後の事業費の総合計は 55 億 6,852 万 3,000 円となるものであります。この事業の見直し案につきましては、2 月 25 日開催のまちづくり推進計画委員会において承認を受けているところであります。

続きまして、2 点目の長崎県西海市からのマスクの提供についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う北海道における緊急事態宣言を受け、姉妹市である長崎県西海市から本町に対しマスク 1,000 枚を提供していただき、3 月 9 日に受領したところであります。

西海市から提供していただいたマスクにつきましては、今後、町民の感染予防に有効な使用方法を検討したいと考えているところであります。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 31 号～日程第 5 議案第 32 号

1、議長（堀田） 日程第 4、議案第 31 号 財産の無償貸付についてと日程第 5、議案第 32 号 財産の無償譲渡についての 2 件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 31 号 財産の無償貸付について及び議案第 32 号 財産の無償譲渡について、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第 31 号についてであります。

昨年の議員協議会において説明をさせていただいた障がい者福祉施設多機能型事業所ゆうゆう舎の移転について、建て替え用地として、特定非営利活動法人の一まひろおの理事長から旧ひろお幼稚園敷地の無償貸付けについて要望を受けていたところであります。

町としても、当該相手方が障がい者福祉施設の建設用地とすることで、遊休地の利活用と公共施設の適正化が図られ、あわせて障がい者福祉の充実に資するため土地を貸し付けたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

無償貸し付けする土地は、所在が広尾町公園通南 4 丁目 10 番 1 の一部であります。地目が山林、面積は 4,123.52 平方メートルであります。

貸付の相手方は、広尾町字野塚 989 番地、特定非営利活動法人の一まひろお理事長高橋和夫氏であります。

貸付期間は、令和 2 年 4 月 1 日から障がい者福祉施設の運営事業の用途に供する期間までとなっております。

続きまして、議案第 32 号についてであります。

本案につきましても、多機能型事業所ゆうゆう舎の建て替え用地として、特定非営利活動法人の一まひろおから旧ひろお幼稚園園舎等の無償譲渡について要望を受けていたところであります。

建物等は無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

無償譲渡する建物等は、旧ひろお幼稚園園舎、コンクリートブロック造一部鉄骨造 617.15 平方メートル、倉庫、木造 25.92 平方メートル、工作物一式、立木一式であります。

譲渡の相手方は、広尾町字野塚 989 番地、特定非営利活動法人の一まひろお理事長高橋和夫氏であります。

無償譲渡日は、令和 2 年 4 月 1 日となっております。

追加議案資料の 1 ページに土地・建物等に係る配置図を載せておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案 2 件に関する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第 31 号 財産の無償貸付についてと議案第 32 号 財産の無償譲渡についての 2 件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号と議案第 32 号の 2 件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案 2 件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は討論を省略します。

これより議案第 31 号 財産の無償貸付についてと議案第 32 号 財産の無償譲渡についての 2 件を一括採決します。

お諮りします。本案 2 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 33 号

1、議長（堀田） 日程第 6、議案第 33 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 33 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）について提案説明を申し上げます。

補正の理由でありますけれども、特定非営利活動法人の一まひろおが行います多機能型事業所ゆうゆう舎の移転事業に対し、補正予算債を財源とし、繰越明許費として補助金を措置するものであります。

行政報告でも申し上げましたとおり、の一まひろおが申請しておりました国・道補助金が 3 月 5 日に採択となったため、追加議案での提案となったものであります。

また、除排雪に要する費用の追加と、財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

議案第 33 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。

本案は、令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるものです。

第 1 条は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 4,020 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 71 億 5,976 万 5,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第 2 条は、繰越明許費でありまして、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費を第 2 表でお示しをするものであります。

第 3 条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加を第 3 表でお示しをするものであります。補正のまず歳入であります。

18 款 1 項繰入金 2,800 万円の追加につきましては、財政調整基金からの繰入れであります。

21 款 1 項町債 1,220 万円の追加につきましては、ゆうゆう舎の新築移転事業補助金に係る補正予算債であります。

次、歳出であります。

3 款 1 項社会福祉費は、ゆうゆう舎の移転事業補助金の追加であります。

7 款 2 項道路橋りょう費 2,838 万 9,000 円の追加につきましては、除排雪に係る道路維持作業員の賃金、除雪委託料及び排雪車借り上げ料の追加であります。

予備費は、財源調整をするものであります。

続きまして、8 ページの第 2 表であります。

繰越明許費であります。

ゆうゆう舎新築移転事業補助金について、繰越明許費の設定をするものであります。

続きまして、第 3 表、地方債補正の追加であります。

ゆうゆう舎新築移転事業補助金に係る補正予算債を追加するものであります。

町債の合計に 1,220 万円を追加し、5 億 3,144 万 2,000 円とするものであります。

お手元の議案資料 2 ページに計画建物（平面図）を載せているところであります。

以上で、議案第 33 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）についての提案理由とさせ

ていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第33号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第21号～日程第16 議案第30号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算についてから日程第

16、議案第30号 令和2年度広尾町水道事業会計予算についてまでの10件を一括議題とします。

本案10件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、星加廣保議員、登壇の上、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（星加） 予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和2年第1回定例会におきまして本委員会に付託された事件の審査結果について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1つ、委員会開催は、3月4日並びに10日、11日であります。

2番目、事件及び審査の結果であります。議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算についてから議案第30号 令和2年度広尾町水道事業会計予算についてまでの10件を、審査の結果、「原案のとおり可決すべき」と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算についての1件と議案第22号 令

和2年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第27号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計予算についてまでの6件と議案第28号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算についての1件と議案第29号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計予算についてから議案第30号 令和2年度広尾町水道事業会計予算についてまでの2件を4つに分けて討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号1件と議案第22号から議案第27号までの6件と議案第28号1件と議案第29号から議案第30号までの2件を4つに分けて討論、採決を行うことに決しました。

初めに、議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番(前崎) 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出予算に対し、反対討論をいたします。

内閣府は、本年2月に国内総生産(GDP)は年率換算で6.3%のマイナスであると発表したが、これは昨年10月からの消費税増税によるもので、日本経済全体が脆弱になっていると指摘をされております。本町も、地域経済が低迷している中で町民の生活を支え、住民の福祉向上、特に高齢者や障がい者、低所得者など、社会的弱者などの支援に力を注ぐことが肝要であります。

また、昨年1年間の広尾町の人口動態は、社会減、自然減と合わせると218人、3.3%の人口減少は本町にとって喫緊の課題であります。本年10月に実施される国勢調査で人口減少による地方交付税のさらなる減少も予測され、財政運営がますます厳しくなります。

そのような状況下で、子ども農山漁村ホームステイ受入れ交流事業について、かかる費用は原則、荒川区が支出すべきものであります。コーディネート委託料は今までの指摘を受け削減されたものの、児童分にかかる旅費や事後交流のほかに、さらに要請があったからといって卒業式にまで参加することは、看過できないところであります。財政が厳しい本町が負担することは、町民の理解が得られないと解します。ますます厳しくなることが予測される本町の財政運営において、ふるさと納税は広尾町民のために活用するよう、抜本的に改革しなければなりません。

また、全国で広尾町だけと言われる政治家記念館は、地方公共団体以外の団体が運営すべきもので、加えて解体費用が2,000万円を超えとなると基金残高も数年で底をつきます。速やかに運営形態を見直すべきであります。

よって、本予算案に反対をするものであります。

1、議長(堀田) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番(北藤) 私は、議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算について、賛成の立場で討

論を行います。

令和2年度は改選の年であることから、継続的事業を中心とした骨格予算編成となっておりますが、住民生活に直結する地方自治の運営はしっかりと進めていかなければなりません。

子育て支援及び高齢者支援対策、健康予防対策など、町民が安心して暮らすための予算をはじめ、環境保全、地域経済の安定、産業団体の支援などに配慮し、当面の諸課題に対応した予算編成であると理解するものであります。

よって、本予算案は賛成するものといたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、小田^{おだ}雅二議員、登壇願います。

1、10番（小田^{おだ}）引き続き反対討論をさせていただきます。

この令和2年度の一般会計の予算の中には、子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業があり、これについては再三にわたりいろんな角度から問題点を提起させていただいているところであります。また、多くの町民からも疑問の声をいただいています。

東京都荒川区から来る生徒、先生、約70名の飛行機運賃等の経費をほぼ全額、広尾町の負担で行うこの事業は、普通の交流事業と異なり、一方的に本町に来ていただいて、一方的に広尾町だけがほぼ全額費用負担するという、全国どこにもない内容の交流事業であります。国の補助がなくなった今でも継続する、その町の姿勢には理解できません。

今回の予算委員会の中で、住民目線に立った個別の予算の増加等を含めるほかの委員からの質疑が数多くありました。町は、二言目には町の厳しい財政という理由で真摯に向き合ってはいただけない現状であります。しかし、本当に厳しい状況であれば、このホームステイ事業については大きく見直されるべきではないでしょうか。

それどころか、先ほど前崎議員が言われたように、新たにこの事業の中で広尾町側から荒川区の子どもたちの卒業式に2名参加することになっています。全くもって信じられません。企業版ふるさと納税の原資を使うからといって、そのことについては認めるわけにはいきません。これは大きな過ちであると思います。そのような原資を生み出せるのであれば、ふるさと納税の目的から考え、広尾町自体の活性化あるいは広尾町の子どもたち、そして広尾町の福祉、教育に向けられたものに交換あるいは変更していくことが、この広尾町及びこの議会に課せられた使命と言えます。

物事には、繰り返すようですが、重要性、緊急性、必要性のレベルから優先順位がつけられます。荒川区よりも先に広尾町を本位に考えるべきではないでしょうか。それを無視した広尾町行政、そしてそれを認めようとする議会の真ただ中において、私は憤りを感じています。この議会は果たしてどこの町の議会なのでしょうか。私は疑問に思います。もし広尾町の議会であるならば、このような一方的な交流事業を認めるわけにはいきません。広尾町の議員にとって、この事業を今年度も認めることは恥ずべき行為と考え、この予算に反対します。

以上です。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、小田英勝議員、登壇の上、発言を許します。

1、9番（小田） 私は、議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

本予算は骨格予算となっておりますが、住民生活に直結する予算はしっかり編成されているところであります。

平成27年度から取り組んでいる子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業は、平成30年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子どもの農山漁村体験を関係省庁で連携して推進する方針が打ち出されている取組であり、地方創生の要となる事業であります。

この事業は、内閣府から地域再生計画の認定を受けており、財源は企業版ふるさと納税、個人版ふるさと納税のいずれにおいても寄附金の使い道を明確にし、子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくりと示していることから、寄附者の意思に沿った事業執行となっているところであり、広尾町の一般財源は使われておりません。

漁業、農業を営んでいる方が、なりわいへの誇りを再認識する機会にもなり、広尾町民にとっても地元の魅力を再発見し、都市部の住民へその魅力をアピールする絶好のチャンスとなっております。

この事業は単なるホームステイにとどまらず、事後交流は児童と受入れ漁家、農家、荒川区と広尾町の交流をさらに深めることを第一義的に行っているものであり、学校給食の広尾産食材の使用、にっぽり秋まつりでの広尾町特産品のPR、荒川区教育委員会の協力で広尾高校のPR、全国の栄養教諭が購読している雑誌でこの事業が特集21ページの掲載、荒川ケーブルテレビでの放送など、この事業の波及効果が現れているところであります。

双方の地域ぐるみの活動として、体験内容や成果等を事後交流を通じて地域住民や保護者が共有し、さらにこのような活動内容を特徴的な地域ぐるみの子育て活動としてPRすることで、将来の移住や定住、関係人口の拡大につながる取組であり、この趣旨に賛同し協力いただいた企業皆さんの厚意に報いるためにも、しっかり事業執行されるものと確信しております。

農林水産・商工業の継続支援、住民の命と健康を守る病院への支援など、多面にわたる当面の諸課題に対応した予算編成であると理解するものであります。

よって、本予算案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第 22 号 令和 2 年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第 27 号 令和 2 年度広尾町介護サービス事業特別会計予算についてまでの 6 件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本案 6 件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案 6 件は討論を省略します。

これより議案第 22 号 令和 2 年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第 27 号 令和 2 年度広尾町介護サービス事業特別会計予算についてまでの 6 件を一括採決します。

お諮りします。本案 6 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案 6 件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案 6 件は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第 28 号 令和 2 年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11 番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11 番(旗手) 議案第 28 号 令和 2 年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

高齢者世代の負担割合は、制度発足時 2008 年は 10%でした。しかし、今回均等割、所得割ともに引き上げ、1 人当たり保険料は、現行 9 万 1,313 円が 9 万 4,632 円と大幅な値上げとなりました。年金 80 万円以下の単身者保険料は、現行 1 万円が 1 万 5,600 円と 1.56 倍になりました。

発足当時 10%の負担割合だったものが、2020 年度、2021 年度は 11.48%と過去最高になりました。均等割分と所得割分の賦課割合を 55 対 45 とし、低所得者に重い負担となっていることも重大です。財政安定化基金の活用で引上げの抑制をすべきと思います。

以上の理由から、本予算に反対いたします。

1、議長(堀田) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3 番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3 番(北藤) 議案第 28 号 令和 2 年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者に対する医療・介護サービスの質を維持、向上することを目的に開始され、幾多の制度改正を行い、制度が定着してきているところであり、高齢者の方が医療を受ける上で必要な制度であります。

この制度を運営する広域連合に加入している広尾町として、提案された予算は必要不可欠であり、低所得者等に対する政策的措置も講じられていることから、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第 28 号 令和 2 年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第 29 号 令和 2 年度広尾町病院事業債管理特別会計予算についてから議案第 30 号 令和 2 年度広尾町水道事業会計予算についてまでの 2 件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本案 2 件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は討論を省略します。

これより議案第 29 号 令和 2 年度広尾町病院事業債管理特別会計予算についてから議案第 30 号 令和 2 年度広尾町水道事業会計予算についてまでの 2 件を一括採決します。

お諮りします。本案 2 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案 2 件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第 17 発議第 1 号

1、議長（堀田） 日程第 17、発議第 1 号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4 番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4 番（前崎） 発議第 1 号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

次のページの意見書の内容であります。

教員の「1年単位の変形労働時間制」は、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」と合わせて平均で1日当たり8時間にする制度である。しかし、「1年単位の変形労働時間制」での「繁忙期」の疲労を「閑散期」で回復できるようになっていない。「1年単位の変形労働時間制」は人間の生理に合った「1日8時間労働」の原則を破る労働時間制の改悪である。

政府は、学期中を「繁忙期」とする代わりに、夏などに教員の休みを増やすというが、学期中を「繁忙期」とすること自体が、教員の働き方をさらに厳しくする。これまで午後4時45分終了をめぐりに設定されてきた会議が6時、7時まで可能となることで、教員からは「学業準備ができない」という不安の声が上がっている。

今の学校は、子どもの夏休み中も連日のように業務があり、年次有給休暇の消化すらできないのが現状である。長時間労働を解決するどころか、平日の長時間労働を固定化、助長しかねない。

学校は、子どもの状況などで臨時的な対応が絶えず求められる職場である。しかし、この制度では、労働時間を1か月前に決め、勤務時間を超えて働いた分、別の日に勤務時間を減らすという「勤務の割り振り変更」も認められなくなり、8割の教員が、こうした制度は「現実的でない」と答えている。

今必要なのは、夏の業務を大幅に削減し、基本的に教員の義務的な業務が入らない、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間を設けることや、休日出勤、超過勤務に対する代休確保を行うことである。そして抜本的には教職員の増員が必要である。

北海道は、「教員の変形労働時間制」を導入しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第2号

1、議長（堀田） 日程第18、発議第2号 国民健康保険の交付金減額に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 発議第2号 国民健康保険の交付金減額に反対する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

厚生労働省は、国保税を抑制するために一般会計から国保特別会計に独自繰り入れしている市町村に対し、国保の「保険者努力支援制度」により国が出す交付金を減額する仕組みを2020年度から導入しようとしている。

同制度はこれまで、都道府県と市町村の国保行政を国が採点し、“成績がよい”自治体に交付金を増やす仕組みでした。採点項目には、市町村の公費繰入金を減らすよう都道府県が“指導”した場合に、都道府県分の交付金を増やすことなどを盛り込んでおり、繰入金の削減による国保税値上げを誘導しかねないことが問題になっていた。

20年度では、市区町村にも公費繰入金の削減・解消の取組を進めれば交付金を増やすが、削減・解消の取組を進めないと交付金を減額する。

厚労省はこれまで、市区町村が行う公費繰入れは「自治体の判断」でできると国会で答弁してきた。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるためである。

もともと一般会計からの法定外繰入れは、国が国庫負担金を減らし続ける下で、住民の福祉の増進を図る観点から、市町村が独自に国保税を引き下げてきたものである。

国保税は今でも高過ぎるため、加入者の大半を占める非正規雇用・低所得の労働者や年金生活の高齢者らは、耐え難い高額負担を強いられているのが現状である。大幅・連続値上げとなれば、住民の命と健康、暮らしを一層脅かすことになる。

減額の指標は、法定外繰入れだけに限られず、特定健診・保健指導の実施率、糖尿病などの重症化予防の取組、個人インセンティブの提供、後発医薬品の使用割合、保険料収納率など多岐にわたる。

全国知事会など地方三団体が求めてきた国庫負担金の増額にかじを切ることこそが国の責任であり、都道府県や市町村へのペナルティとも言うべき交付金減額の仕組みを導入しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

以下、記載のとおりです。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和2年第1回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時48分